

## 📎📎 資産税～お役立ち～新聞 📎📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 27 号(2017 年 11 月)

📎📎 << - - 法定相続分とは? - - >> 📎📎

### 📍 [相続分とは?]

相続分とは、相続が発生した際に相続人が被相続人の財産等を相続する割合、つまり、相続の『分け前』の事であり、『法定相続分』と『指定相続分』の 2 つがあります。『法定相続分』とは、民法の規定に基づく相続分であり、『指定相続分』とは、遺言による相続分の事を指します。

では、先ず『法定相続分』について見てみる事にしましょう。

### 📍 [法定相続分の具体的な割合]

法定相続分は、『誰が相続人になるか?』によって下記の 3 パターンに分けられています。

1. 相続人が『配偶者』と『子』の場合
2. 相続人が『配偶者』と『直系尊属』の場合
3. 相続人が『配偶者』と『兄弟姉妹』の場合

### 📍 [配偶者と子の場合]

相続人が、配偶者と子の場合の法定相続分は、下記のとおりとなります。

■配偶者 1/2 ■子 1/2

つまり、配偶者と子は同じ割合で相続する事になり、子が複数の場合には、子の相続分である 1/2 を子の人数で均等に頭割りします。

例えば、子が 2 名 (A と B) の場合の相続分は、各々『1/4 (=1/2×1/2)』となります。

### 📍 [配偶者と直系尊属の場合]

相続人が、配偶者と直系尊属の場合の法定相続分は、下記のとおりとなります。

■配偶者 2/3 ■直系尊属 1/3

なお、被相続人の直系尊属、つまり、父母が双方とも生存している場合のその父母の相続分は、直系尊属の相続分である 1/3 を各々均等に頭割りします。

つまり、被相続人の父と母の相続分は、各々 1/6 (=1/3×1/2) ずつになります。

### 📍 [父母が死亡している場合]

では、例えば、被相続人の父母の内、母親が既に死亡している等して相続権を失っており、その母親の父母 (被相続人の祖父母) が生存している場合は、どうなるのでしょうか?

この場合、父親のみが相続人となり、母親の父母は相続人となる事は出来ません。

これは、親等数の異なる直系尊属がある場合には、被相続人に親等数の近い方が優先的に相続人となるからです。(民法第 889 条 1 項一号)

### 📍 [配偶者と兄弟姉妹の場合]

相続人が、配偶者と兄弟姉妹の場合の法定相続分は、下記のとおりとなります。

■配偶者 3/4 ■兄弟姉妹 1/4

なお、兄弟姉妹が複数の場合には、兄弟姉妹の相続分である 1/4 をその兄弟姉妹の人数で均等に頭割りします。

例えば、相続人となる兄弟姉妹が 3 名の場合には、各々の相続分は、1/12 (=1/4×1/3) ずつになります。

### 📍 [全血兄弟姉妹と半血兄弟姉妹]

兄弟姉妹には、父母の両方を同じくする『全血兄弟姉妹』と父母の一方のみを同じくする『半血兄弟姉妹』があります。

半血兄弟姉妹の法定相続分は、全血兄弟姉妹の法定相続分の 1/2 と定められています。

(民法第 900 条 4 号但し書き)

📍 [終わり] 📍